

## 当社ホームトレードにおける証拠金制度について 改定新旧対照表

(下線は改定部分)

平成 29 年 9 月 1 日以降に適用となります。

現 行	改 定 後
<p>当社ホームトレードにおける証拠金制度について 平成 <u>29</u> 年 <u>6</u> 月 <u>8</u> 日</p> <p>1 ページ</p> <p><b>【納会月割増証拠金】</b></p> <p>準則の規定により当社において定めた証拠金です。</p> <p>建玉が 1 番限月となった際に徴収する証拠金です。1 番限月は相場変動リスクが高まるため、JCCH が公表する納会月割増額を、銘柄毎の 1 番限月建玉での片建満玉枚数で乗じて算出します。</p> <p>平成 23 年 3 月 1 日から改正 (省略)</p> <p>平成 25 年 5 月 30 日から改正</p> <p>平成 26 年 3 月 31 日から改正</p> <p>平成 29 年 6 月 8 日から改正</p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>当社ホームトレードにおける証拠金制度について 平成 <u>29</u> 年 <u>9</u> 月 <u>1</u> 日</p> <p>1 ページ</p> <p><b>【納会月割増証拠金】</b></p> <p>準則の規定により当社において定めた証拠金です。</p> <p>建玉が 1 番限月となった際に徴収する証拠金です。1 番限月は相場変動リスクが高まるため、<u>当社では JCCH が公表する「納会月割増額」以上に設定します。</u>銘柄毎の 1 番限月建玉での片建満玉枚数で乗じて算出します。</p> <p>平成 23 年 3 月 1 日から改正 (省略)</p> <p>平成 25 年 5 月 30 日から改正</p> <p>平成 26 年 3 月 31 日から改正</p> <p>平成 29 年 6 月 8 日から改正</p> <p><u>平成 29 年 9 月 1 日から改正</u></p>

以 上